

○建設業許可の概要

軽微な建設工事のみしか請け負わない事業者を除き、建設業を営む場合建設業許可を受ける必要があります。

建設業許可は国土交通大臣または都道府県知事により行われ、一般建設業許可・特定建設業許可という種類の異なる許可のいずれかを、請け負おうとする建設工事に対応する29の業種ごとに取得します。（土木一式工事、建築一式工事、電気工事等29の業種が存在）

○軽微な建設工事とは

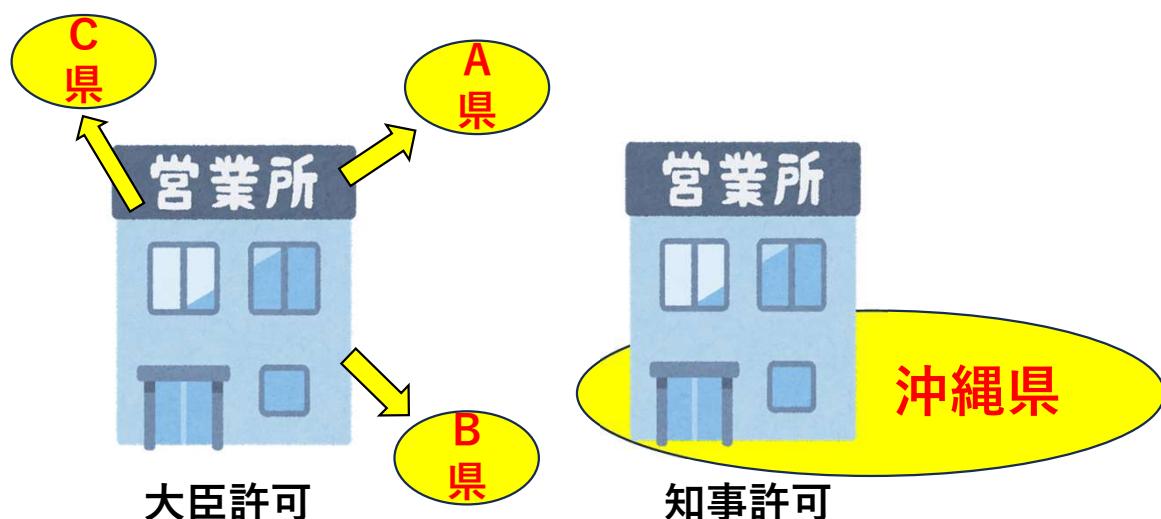
- ①建築一式工事の場合：工事1件の請負代金の額が1500万円に満たない工事又は延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事
- ②建築一式工事以外の場合：工事1件の請負代金の額が500万円に満たない工事

※金額は税込み

◎国土交通大臣許可と都道府県知事許可の違い

大臣許可・・・2以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業しようとする事業者が取得する

知事許可・・・1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする事業者が取得する

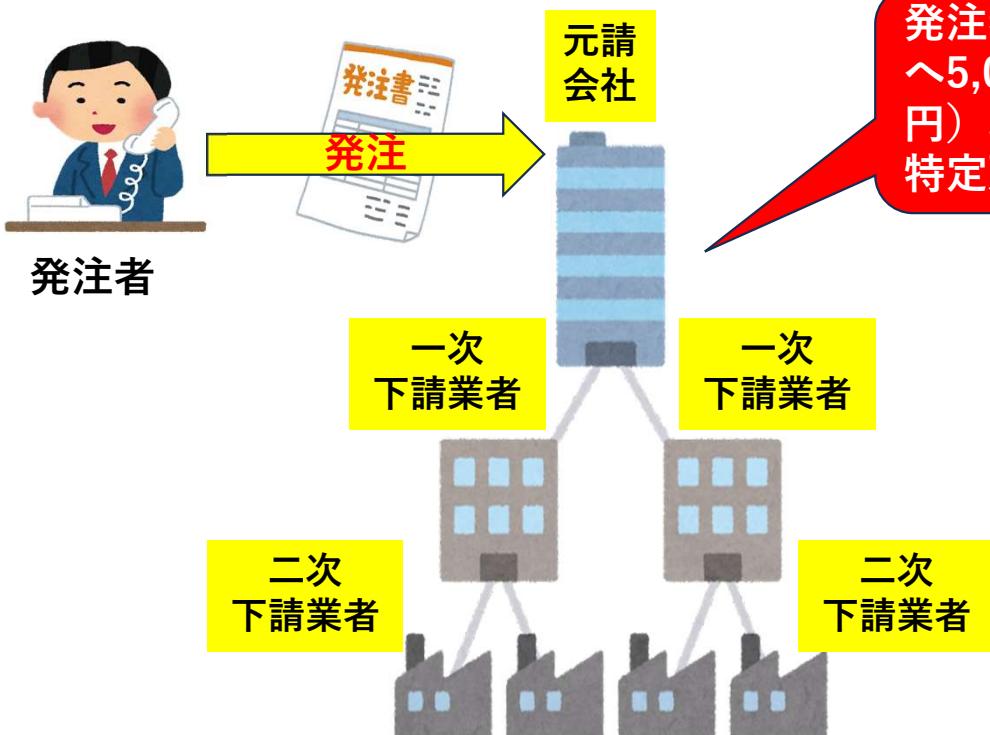


大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、**営業し得る区域または建設工事を施工し得る区域に制限はありません**（例えば、沖縄県知事の業者でも建設工事の施工は全国どこでも可能）

『営業所』とは・・・本店または支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。また、これら以外であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する場合も、ここでいう『営業所』に該当します。

○一般建設業許可と特定建設業許可の違い

建設業の許可は、下請契約の規模等により『一般建設業』と『特定建設業』の別に区分して行います。この区分は、発注者から直接請け負う工事1件につき、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる下請契約を締結するか否かで区分されます。



発注者から直接請け負った工事を下請け会社へ5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる下請け契約を締結する場合は特定建設業許可が必要

※発注者から直接請け負う請負金額については『一般』・『特定』に関わらず制限なし

※下請け代金の制限は、**発注者から直接請け負う建設工事を施工する建設業者**（図でいう元請会社）に対するものである為、下請け業者として工事を施工する場合にはこのような制限はかかりません（例：一次下請け→二次下請けへの契約）

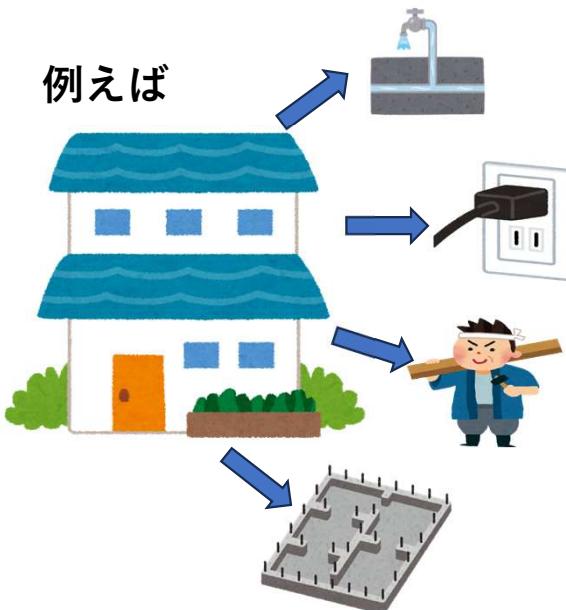
○29種類の建設業許可業種

建設業の許可是、29の建設工事の種類ごとに、それぞれに対応する建設業の業種に分けて行われます。29の建設工事の種類は、**2つの一式工事と27の専門工事**からなっています

- 土木一式工事
- 建築一式工事

『一式工事』とは・・・総合的な企画、指導、調整のもとに行われる工事

例えば



- 大工工事○左官工事
 - とび・土工・コンクリート工事
 - 内装工事○屋根工事○電気工事
 - 管工事○タイル・れんが・ブロック工事. etc
- (27業種ある)

基本的に『一式工事』とは元請業者として請け負う大規模工事であり、複数の専門工事を組み合わせて施工する建設工事をいう

※『一式工事』の許可を取得しているからといって
500万円以上の専門工事を行えるわけではない

許可業種の詳細については国土交通省のHPをチェック
[001209751.pdf \(mlit.go.jp\)](http://001209751.pdf (mlit.go.jp))

建設業許可の種類

